

# 奈良県ナラ枯れ被害材の利用に関するガイドライン

平成 28 年 11 月 22 日

奈良県森林整備課

## 1. 目的

奈良県内では、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）が媒介する「ナラ菌」により、ナラ類やシイ・カシ類の集団枯損（以下「ナラ枯れ」という）被害が発生している。

被害木を伐採し、適切に利用することは、森林資源の有効活用であるとともに、被害の拡大の軽減を図る効果がある一方で、移動や処理を行う時期・方法によっては、カシナガを拡散させ、新たな被害を発生させる危険性がある。

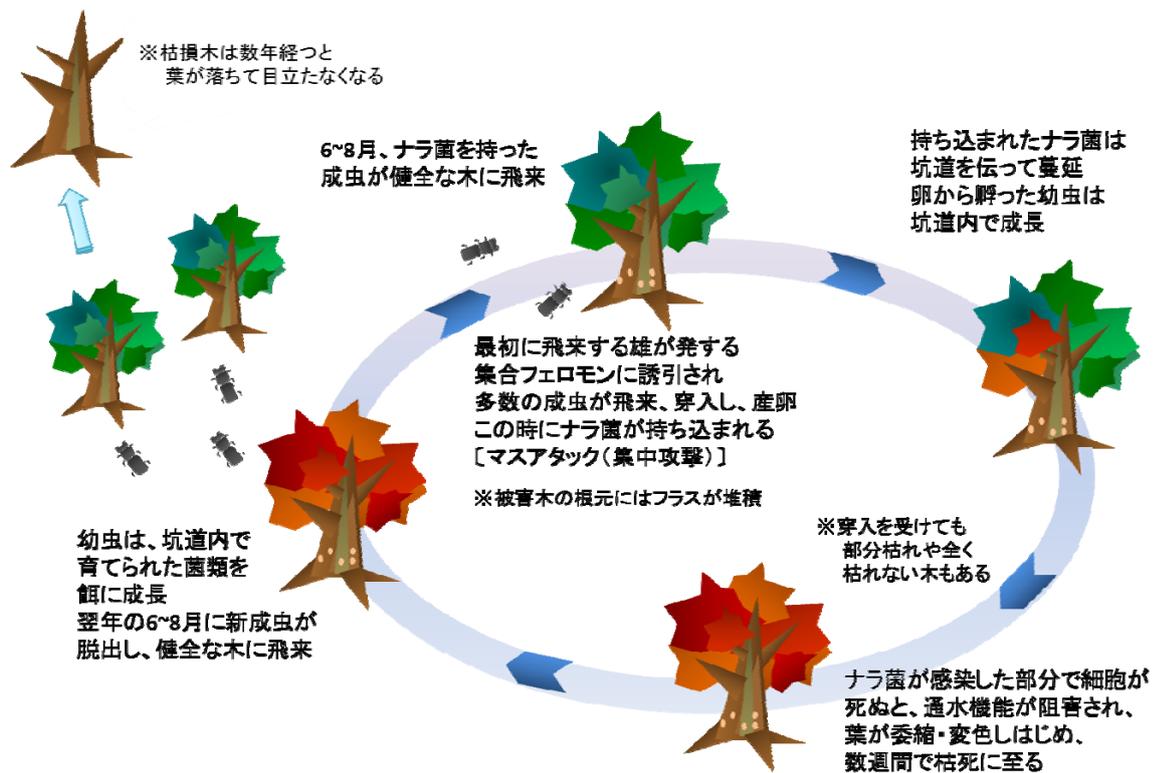
本ガイドラインは、ナラ枯れ被害を受けた材の有効活用を促進するとともに、材の移動による被害の拡大を防止するため、被害材の移動・利用、被害木の伐倒に際し配慮すべき事項を定めるものとする。

なお、本ガイドラインは新たな知見等により、随時見直しを行うものとする。

## 2. 語句の定義

- 1) 被害木：カシナガの加害を受け、穿入孔から木屑（フラス）を出している状態（カシナガが生息している状態）のナラ類やシイ・カシ類をいう。（加害を受けて生存している木を含む。）
- 2) 被害材：被害木を伐倒・造材したものと健全な状態の立木を伐採後、集積中にカシナガの加害を受けたものをいう。ただし、処理済材、成虫の羽化脱出が済んだ枯死木は除く。
- 3) 未被害材：立木・丸太の状態を問わず、カシナガによる加害を受けた痕跡のないものをいう。
- 4) 被害材の処理：被害材に以下の処理を施し、カシナガを死滅させることをいう。
  - ① 薬剤処理：被害材を農薬取締法に基づき、くん蒸防除剤でくん蒸により殺虫を行うこと。
  - ② 破碎処理：被害材を木材チップパー等により厚さ 10 mm以下に破碎すること。
  - ③ 炭化処理：被害材を木炭等に炭化すること。
  - ④ 焼却処理：被害材を薪等にして焼却すること。
- 5) 処理済材：4) による被害材の処理がなされたものをいう。
- 6) 割材処理：被害材を 30～40 cmの長さに玉切りし、厚さ 5 cm程度に縦割りすること。  
※ 割材により、カシナガの発生率はかなり低減されるが、完全に死滅する訳ではないため、  
4) 被害材の処理には含まない
- 7) 短木処理：被害材を長さ 50 cm以下に玉切りし、現地に地伏せすること。  
※ カシナガの生息環境を悪化させますが、カシナガの繁殖は防げないため、5)被害材の処理には含まない
- 8) 被害拡大期間：カシナガが例年羽化する期間をいい、奈良県では 6 月～11 月とする。
- 9) 処理期間：8) 被害拡大期間を除く 12 月～5 月をいう。
- 10) 被害材利用者等：森林所有者、素材生産者、木材流通・販売業者及び利用者等をいう。

### 3. ナラ枯れ被害のメカニズム



被害拡大期間（羽化・脱出・飛翔・穿孔）	: 6月～11月
---------------------	----------

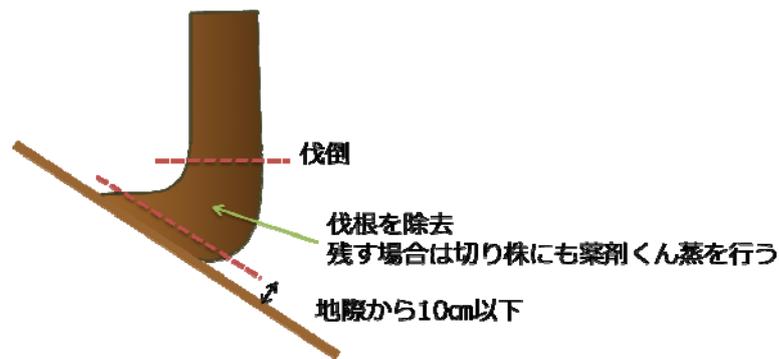


処理期間（羽化前に適正に処理）	: 12月～5月
-----------------	----------

### 4. 被害材の移動・利用、被害木の伐倒に際して配慮すべき事項

- 1) 材を移動・利用する場合は、ナラ枯れの被害材であるかどうかを確認し、破碎・炭化・焼却処理等、カシナガが確実に死滅する処理を行う場合を除き、未被害材と被害材を混在させないこと。
- 2) 被害材については、原則として被害地域内で利用するものとし、移動する場合は移動前にくん蒸・破碎・加熱等の適正な処理を行うよう努めること。（焼却や粉碎等の処理を行うために移動する場合を除く）
  - ※ 割材して薪とする場合、乾燥により翌年の成虫の発生は抑制されるが、確実に死滅する訳ではないため、翌年5月までに焼却利用しない場合は未被害地域への移動は行わないこと
- 3) 未被害地域に被害材を移動する場合、被害材の処理については、処理期間内に行うこと。また、被害地域内で利用する場合も処理期間内に処理を行うよう努めること。

- 4) 被害材の譲渡や販売にあたっては、「ナラ枯れの被害材が含まれているため、処理期間内に適正な処理が必要」である旨を相手方に対し通知すること。（別紙）
- 5) 被害木の伐採にあたっては、伐倒後、伐根を再切断し、地際から 10 cm以下とするよう努めること。また、被害木を伐採し、処理を行わないで現地に残置する場合は、短木処理をすることが望ましい。



- 6) 新成虫が脱出して健全木に穿入を行う被害拡大期間においては、ナラ類、シイ・カシ類の伐採により、周辺の森林に被害を拡大させるおそれがあるため、駆除目的や危険回避のための伐倒を除き、未被害木の伐採を控えること。
- 7) 処理済材及び成虫の羽化脱出が済んだ枯死木を移動する場合には、移動制限を設けない。

## 5. 行政機関の役割

- 1) 行政機関は、自ら行う事業（委託事業）や補助事業の事業者に対し、被害材を移動する場合は適正な処理が行われるよう指導すること。また、被害材の譲渡・販売について依頼があった場合は、「ナラ枯れの被害材が含まれているため、処理期間内に適正な処理が必要」である旨を相手方に対し通知すること。（別紙）
- 2) 行政機関は、必要に応じて被害材利用者等に対し、適正な処理がなされるよう助言・指導を行うこと。

